

協定等		インドネシア協定	ブルネイ協定	フィリピン協定	アセアン包括的協定	スイス協定	ベトナム協定	
原産地基準	完全生産品	A	A	A	WO	-	WO	
	原材料のみから生産される産品	B	B	B	PE	-	PE	
	品目別規則を満たす産品	C	C	C	①CTH又はRVC、又は②RVC、CTC、SPのうち適切なもの	-	①CTH又はLVC、又は②LVC、CTC、SPのうち適切なもの	
	関税分類変更基準の特例産品	-	-	-	-	-	-	
	繊維製品の特例	-	-	-	-	-	-	
	記入欄	第5欄(特惠基準)	第5欄(特惠基準)	第5欄(原産地基準)	第8欄(原産地基準)	-	第5欄(特惠基準)	
その他の基準	記入事項	ACU、DMI、FGMを適用があった場合に記入	ACU、DMI、FGMを適用があった場合に記入		必要に応じ、ACU、DMIを追記	-	必要に応じ、ACU、DMI、IIMを追記	
	記入欄	第5欄(特惠基準)	第5欄(特惠基準)	第5欄(原産地基準)	第8欄(原産地基準)	-	第5欄(特惠基準)	
特殊な品名	記入事項	品目別規則において特別な品名が定められている品目(インスタントカレー、いぐさ製剤等):当該品名を記入	品目別規則において特別な品名が定められている品目(えび調製品等):当該品名を記入	品目別規則において特別な品名が定められている品目(合成清酒又は料理用酒(みりん)等):当該品名を記入	品目別規則において特別な品名が定められている品目(合成清酒又は料理用酒(みりん)等):当該品名を記入	-	品目別規則において特別な品名が定められている品目(カレー、桐油及びその分別物等):当該品名を記入	
	記入欄	第4欄(品名等)	第4欄(品名等)	第4欄(品名等)	第7欄(品名等)	一部のスイス特産ナチュラルチーズ及び一部のチーズ調製品:所定の申告文を記載	第4欄(品名等)	
アセアン登録第三国船産漁材、材料、IO	記入事項	-	第4類、第11類、第16類~第20類又は第29類の産品:アセアン第三国の材料名、国名	第16類の産品:材料名、IOTCに登録された船名、登録番号、登録国名 第18類又は第20類の産品:アセアン第三国の材料名、国名	-	-	-	
	記入欄	第4欄(品名等)	第4欄(品名等)	第4欄(品名等)	-	-	第4欄(品名等)	
	第50類~第63類の産品:日本又はアセアン第三国の材料名、工程又は作業名、国名	第50類~第63類の産品:日本又はアセアン第三国の材料名、工程又は作業名、国名	第50類~第63類の産品:日本又はアセアン第三国の材料名、工程又は作業名、国名	第50類~第63類の産品:日本又はアセアン第三国の材料名、工程又は作業名、国名	-	-	第4欄(品名等)	
適及発給	記入事項①	"ISSUED RETROACTIVELY"			"Issued Retroactively"へのチェック(レ)	"ISSUED RETROSPECTIVELY"	"ISSUED RETROACTIVELY"	
	記入欄①	第8欄(備考)	第8欄(備考)	第9欄(備考)	第13欄	第7欄(備考)	第8欄(備考)	
	記入事項②	船積みの日付(B/L又はAWBの日付)						
	記入欄②	第8欄(備考)	第3欄(輸送の詳細)	第3欄(輸送の手段及び経路)	第3欄(輸送の手段及び経路)	-	第3欄(輸送の手段及び経路)	
	(参考)原則的な原産地証明書発給の時期	船積みするとき又は船積日を含め3日以内まで	船積みするときまで	船積みの日翌日まで	船積みするとき又は船積日を含め3日以内まで	船積みするときまで	船積みするとき又は船積日を含め3日以内まで	
紛失等の理由による「再発給」	「再発給」証明書の性格	オリジナルの原産地証明書と同一内容の新規の原産地証明書。したがって、番号はオリジナルの証明書とは異なる。	オリジナルの原産地証明書の「写し」。したがって、番号はオリジナルの証明書と同じ。	オリジナルの原産地証明書の「写し」。したがって、番号はオリジナルの証明書と同じ。	①新規の番号を付した新規の原産地証明書が発給される。したがって、番号はオリジナルの証明書とは異なる。 ②オリジナルの原産地証明書の「写し」。したがって、番号はオリジナルの証明書と同じ。	オリジナルの原産地証明書と同一内容の新規の原産地証明書。したがって、番号はオリジナルの証明書とは異なる。	①新規の番号を付した新規の原産地証明書が発給される。したがって、番号はオリジナルの証明書とは異なる。 ②オリジナルの原産地証明書の「写し」。したがって、番号はオリジナルの証明書と同じ。	
	記入事項	オリジナルの原産地証明書の発給日及び番号	"CERTIFIED TRUE COPY"及びオリジナル原産地証明書の発給日	"CERTIFIED TRUE COPY"及びオリジナル原産地証明書の発給日	①オリジナルの原産地証明書の発給日と番号 ②"CERTIFIED TRUE COPY"及びオリジナル原産地証明書の発給日	"DUPLICATE"及びオリジナルの原産地証明書の発給日	①オリジナルの原産地証明書の発給日と番号 ②"CERTIFIED TRUE COPY"及びオリジナル原産地証明書の発給日	
	記入欄	第8欄(備考)	第8欄(備考)	第9欄(備考)	第12欄(証明)	第7欄(備考)	第8欄(備考)	
修正	証明書の発給のやり直し	誤った証明書に替えて新規証明書を発給する。	(原則的には)原産地証明書に不正確な情報が含まれている場合には、原産地証明書の発給のやり直しを求め、当初の原産地証明書を無効とする。新規番号、新たな日付けによる発給のやり直しが行われることとなる。	誤った証明書に替えて新規証明書を発給する。	誤った証明書に替えて新規証明書を発給する。	誤った証明書に替えて新規証明書を発給する。	誤った証明書に替えて新規証明書を発給する。	
	証明書の修正	-	権限者の署名による承認と機関の封印	権限者の署名による承認と機関の封印	権限者の署名による承認と機関の封印	権限者の署名による承認と機関の封印	権限者の署名による承認と機関の封印	
インボイスの番号及び日付け	原則	日本への輸入申告に用いられるインボイスの番号及び日付(日本への輸入申告に用いられるインボイスが第三国インボイスである場合には、当該第三国インボイスのもの)						
	発給時に第三国が国判インボイス	第三国インボイスの番号及び日付						
	記入事項①	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第10欄(インボイスの番号及び日付)	第10欄(インボイスの番号及び日付)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	
	記入欄①	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第10欄(インボイスの番号及び日付)	第10欄(インボイスの番号及び日付)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	
	記入事項②	インボイスが第三国で発行される旨、当該インボイスの発行者の名称及び住所	「non-Party invoicing」及び当該インボイスの発行者の名称及び住所	当該インボイスの発行者の名称及び住所及び「Third Country Invoicing」へのチェック(レ)	-	-	インボイスが第三国で発行される旨、当該インボイスの発行者の名称及び住所	
	記入欄②	第8欄(備考)	第8欄(備考)	第9欄(備考)	第7欄(品名等)及び第13欄	-	第8欄(備考)	
	発給時に第三国インボイス番号が不明	輸出者のインボイス番号及び日付	輸出者のインボイス番号及び日付	【空欄】	輸出者のインボイス番号及び日付	-	輸出者のインボイス番号及び日付	
記入事項①	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第10欄(インボイスの番号及び日付)	-	第7欄(インボイスの番号及び日付)		
記入欄①	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第10欄(インボイスの番号及び日付)	-	第7欄(インボイスの番号及び日付)		
記入事項②	インボイスが第三国で発行される旨、当該インボイスの発行者の名称及び住所	インボイスが第三国で発行される旨、当該インボイスの発行者の名称及び住所	「non-Party invoicing」及び当該インボイスの発行者の名称及び住所	当該インボイスの発行者の名称及び住所及び「Third Country Invoicing」へのチェック(レ)	-	インボイスが第三国で発行される旨、当該インボイスの発行者の名称及び住所		
記入欄②	第8欄(備考)	第8欄(備考)	第9欄(備考)	第7欄(品名等)及び第13欄	-	第8欄(備考)		
取扱い	取引がわかる関係書類の提出	取引がわかる関係書類の提出	取引がわかる関係書類の提出	取引がわかる関係書類の提出	取引がわかる関係書類の提出	取引がわかる関係書類の提出	取引がわかる関係書類の提出	
産地連続証明する書類	記入事項	-	-	-	"Back to Back CO"へのチェック(レ)	-	-	
	記入欄	-	-	-	第13欄	-	-	